

公 告

(令和8年度 佐伯河川国道事務所竹田維持出張所管内における災害時等応急対策工事等に関する基本協定)

次のとおり公告します。

令和8年2月12日

九州地方整備局
佐伯河川国道事務所長 峰 潔毅

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、佐伯河川国道事務所竹田維持出張所の直轄管理区間において、災害等が発生し又は発生の恐れがある場合、または「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から指示された場所において発生した災害の応急対策に関して、緊急的に道路の巡回、応急対策工事等を実施することを想定し、あらかじめ実施者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的とする。

(2) 基本協定区間

- 1 本協定の実施区間は、基本協定区間（別表－1参照）を基本とする。
- 2 災害等の状況により、当事務所の直轄管理区間内において、前項に規定する対象区間以外で指示された場所。
- 3 当事務所の直轄管理区間以外において発生した災害の応急対策に関し、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から指示された場所。

(3) 基本協定の内容

- 1 委託者は、直轄管理区間で災害が発生し、又は発生が予測され、必要と認めるとき、または「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から指示された場所について、受託者に緊急的に道路の巡回、災害状況に応じた応急対策工事等を要請することができるものとする。
- 2 受託者は、前項の要請があった時は、委託者の指示により、道路の巡回、応急対策工事等を実施するものとする。
- 3 委託者は、災害対策基本法第76条の6（以下「災対法」という。）に基づく車両移動等について、受託者に出動要請ができるものとする。また、災対法に基づき車両移動等を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」により行うものとする。
- 4 委託者は、受託者に国土交通省が保有する災害対策用機械・機器の運搬及び運転に係わる業務を要請する場合もある。
- 5 受託者は、これらの工事等を適切に対応ができるよう日本道路交通情報センター、河川情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

(4) 基本協定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- (5) 基本協定の締結業者の選定
本協定締結業者の選定については、企業の施工実績、資材・機材の確保を提出された技術資料等から総合的に評価して決定する。
- (6) 災害時等応急対策工事等の実施方法
基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事等を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。
但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生のなかった場合は、実際の工事を行わないことを付記する。
- (7) 基本協定締結日は令和8年3月24日とする。

2 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 災害協定対象区間である竹田維持出張所管内〔大分県佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後大野市〕（以下「協力依頼対象地域」という）に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。但し、佐伯河川国道事務所において過去に災害時応急対策工事等の協定締結の実績がある者はこの限りではない。
- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般土木工事に係るC等級又は維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
なお、令和8年4月1日時点において、認定されていない者のした申請は、競争に参加する資格を有しない者のした申請として、当該申請を無効とする。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は経常建設共同企業体を除く。
- (6) 令和3年4月以降に元請として、一般土木工事又は維持修繕工事の工事实績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る（地域維持型建設共同企業体は除く。）。）
- (7) 九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した一般土木工事又は維持修繕工事のうち令和3年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。一般土木工事、維持修繕工事の平均の高い方で評価する。
- (8) 緊急業務に対応した体制の確保として3名以上の一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士を確保できること。
- (9) 協力依頼対象地域内において必要な資材・機材確保が確認できる資材及び機材の保有量一覧表の提出ができること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

- (12) 請負契約を取り交わす時点において施工業者が法定外労働災害補償制度へ加入していること。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

- (13) 協定締結参加申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 道路管理課

担当：道路管理課長 平川 範貴

電話0972-22-1880（代）（内線431）

FAX0972-23-2747

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 令和8年2月12日(木)から令和8年2月27日(金)まで
- ② 交付方法： 技術資料等説明資料及び協定締結参加申請書については、佐伯河川国道事務所ホームページ（下記URL）からダウンロードしてください。これによりがたい場合は、上記（1）の担当部局までご連絡ください。

③ ダウンロードURL

<https://www.qsr.mlit.go.jp/saiki/bousai/saigaijikyouryokukaisya.html>

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 令和8年2月12日(木)から令和8年2月27日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記（1）に同じ。
- ③ 提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。CDを添付すること）により提出する。

5 その他

- (1) 技術資料の作成要領協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、当事務所が発注する一般土木工事、維持修繕工事において、総合評価入札制度における評価項目とする場合がある。
- (3) 当事務所において公示を行っている他の令和8年度における「災害時等の応急対策工事等に関する基本協定」において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合がある。